

第159回奈良県都市計画審議会

1. 日時：平成28年7月26日（火）午後2時～
2. 開催場所：奈良商工会議所会館 5階 大ホール
3. 出席者：斎藤会長、塚口委員、狭間委員、磯田委員、増井委員、松谷委員、美並委員（代理出席）、村上委員（代理出席）、若林委員（代理出席）、池田委員（代理出席）、羽室委員（代理出席）、乾委員、中野委員、奥山委員、太田委員、佐藤委員、森本委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 議案：大和都市計画道路の変更（兜塚山之辺線の変更）
大和都市計画道路の変更（北口宇陀ヶ辻線の廃止）
大和都市計画道路の変更（磐余線の変更）
大和都市計画道路の変更（橋本三輪駅線の変更）

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただいまから第159回奈良県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

審議に入るます前に委員の交代についてご報告いたします。お手元の委員名簿をあわせてご覧ください。

前回の会議以降、新たに委員にご就任いただいた方のご紹介をいたします。

まず、県議会を代表する委員です。奈良県議会建設委員長、乾浩之委員です。

【乾委員】 乾です。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 次に、市町村の議会を代表する委員です。川西町議会議長、森本修司委員です。

【森本委員】 森本です。よろしく申し上げます。

【事務局】 なお、天理市議会議長、大橋基之委員はご就任いただいておりますが、本日はご欠席ですので、お名前のみ紹介いたします。

また、行政機関におきましても、人事異動に伴う委員の交代がありました。本日は代理の方にご出席いただいておりますので、お名前のみご紹介いたします。

近畿財務局長、美並義人委員です。

近畿運輸局長、若林陽介委員です。

近畿農政局長、村上堅治委員です。

近畿地方整備局長、池田豊人委員です。

本日はご欠席でございますが、近畿経済産業局長、池森啓雄委員です。

さて、本日の出欠状況ですが、川村委員、岩崎委員、岡井委員、池森委員、川口委員、森下委員、平井委員、大橋委員から欠席の連絡をいただいております。

委員総数25名中17名が出席いただいておりますので、奈良県都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、本日の審議会が有効に成立していることをご報告します。なお、本日の審議会には議題に関連する幹事が出席しております。

ここで、報道関係者の皆様に申し上げますが、撮影につきましては審議に入るまでの間としますので、ご了承願います。

それでは、ここからは斎藤会長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願います。

【斎藤会長】 会長を仰せつかっております斎藤といいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第159回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。どうぞ忌憚のないご意見、ご提言、あるいはご質問をいただければと思いますので、よろしく願います。

まず、本日の議事録署名者ですが、私のほうで指名させていただきます。磯田委員、よろしく願います。

それでは、これより議案の審議に入りますので、報道関係者の方には撮影はご遠慮いただきたいと思っております。

本日の議案ですが、お手元に配付しているとおりでございます。審議事項が4件ございます。まず、第1号議案、大和都市計画道路の変更（兜塚山之辺線の変更）について、第2号議案、大和都市計画道路の変更（北口宇陀ヶ辻線の廃止）について、第3号議案、大和都市計画道路の変更（磐余線の変更）について、第4号議案、大和都市計画道路の変更（橋本三輪駅線の変更）についてでございます。

これら4件の議案は相互に関連しておりますので、一括してご審議をお願いしたいと思います。

議案の内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 都市計画室の楠本と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから大和都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

今回は第1号議案から第4号議案の4議案でございます。内容といたしましては、兜塚山之辺線、北口宇陀ヶ辻線、磐余線、橋本三輪駅線の4路線の一部区間の廃止、または全線廃止でございます。いずれも桜井市域の都市計画道路の見直しに伴う変更でございます。従いまして、4議案一括してご説明させていただきます。

流れといたしましては、初めに県内の都市計画道路の見直し状況、次に桜井市域の都市計画道路の見直しについて、続けて、各路線の変更内容、最後に都市計画の手続ということとで順番にご説明させていただきます。

その前にお手元の配付資料をご覧ください。

まず、議案書でございますが、1枚おめくりいただきまして、議事目録でございます。今回の議案を記載させていただいているものです。

おめくりいただきまして、ページの下のほうに書いてございますが、まず1ページ目には審議会会長より付議案の提出文書、次のページでございますが、2ページには知事から審議会会長への付議依頼、3ページには第1号議案の計画書を添付してございます。これは都市計画に定める事項を添付してございます。次のページをお願いします。4ページには第1号議案の変更理由書を添付してございます。以降、第2号から4号議案について、同じように添付させていただいております。

また、別冊になっておりますが、A4判の参考資料集、これにつきましては、位置図や新旧対照表などをまとめてございます。加えて、A3判の参考資料としまして、今回実施した桜井市域の都市計画道路の見直し区間の概要図を1枚配付させていただいております。説明のほうは添付の資料とあわせて、前のスクリーンで行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、本県の都市計画道路の見直し状況について説明させていただきます。こちらは県内の都市計画道路の現状を示したものでございます。本県には396路線の都市計画道路がありまして、総延長は約888キロメートルでございます。整備率は平成26年末現在の時点で、約50%となっておりまして、全国平均の約63%と比較しますと、整備が進んでいないということになってくるわけです。これらの都市計画道路につきましては、このページの下の方にグラフを載せさせていただいておりますが、多くは昭和30年代から40年代の高度経済成長期のときにまとめて都市計画決定されてい

るものの、現在におきましても長期にわたり事業未着手の路線、黄色で着色しているところでございますが、約190路線ある状況でございます。

都市計画道路の見直しを行う背景としましては、社会情勢の変化がございます。まず、本県には皆さんご存じのとおり、平成12年の144万人をピークに人口が減少し始めておりまして、平成27年に実施された国勢調査の段階で約137万人となっております。今後、さらに人口が減少していくと予想されております。

また、本県が平成21年に公表いたしました平成42年の自動車交通量の推計では、平成17年度の実績値と比べまして約2割減少するとの予測結果が出てございます。

ほかにも、道路の都市計画に定められた区域内では都市計画法第53条に基づき建築物の建築が制限されてございまして、事業が未着手の問題が長く続きますと、区域内の土地所有者等は長期にわたりこの建築制限を受け続けることとなります。このような状況から、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。

こちらが県内の見直しの状況でございますが、平成20年12月に国のほうが初めて、これまで増加すると予測されていた将来交通量が減少するという推計を公表されました。引き続き本県でも平成21年8月に、国と同様に、将来交通量が初めて減少するという結果を公表いたしました。これを受けまして、平成22年7月に奈良県都市計画道路の見直しガイドラインというものを策定いたしまして、市町村に積極的に都市計画道路の見直しを進めていただくように通知したところでございます。

その後、記載のとおり、都市計画道路の見直しを行いました。

見直しの考え方でございますが、ガイドラインでは都市計画道路に必要な機能といたしまして、1つ目が自動車の交通機能、2つ目が歩行者等の交通機能、3つ目が自治体のまちづくり計画との整合性、以上の3つの観点を踏まえまして、必要性を検証することとしております。検証の結果、いずれの観点からも必要性が認められない路線については、原則、廃止することとしていただいております。

また、この中で1つでも必要性が認められた路線については、さらに代替手段の検討を行いまして、都市計画道路を整備しなくても他の手段でその機能が代替できる場合は、原則として廃止することとしてございます。

代替手段がない場合につきましては、基本的に存続といたしますが、事業実施の段階において、土地利用や道路規格のあり方を踏まえた上で、必要に応じて変更することとしてございます。

それでは、今回対象となっている桜井市域における都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。

桜井市域の都市計画道路の見直しは、平成24年度から市と連携して進めてきてございまして、今回の見直しについては市が進めているまちづくり計画との整合性を踏まえ、必要性を検証しています。

桜井市域には未着手の都市計画道路が15路線ございます。このうち国や他の市町村との調整が必要な2路線については、別途、県が見直しを行いますので、今回の見直しからは除外しております。ということで、残りの13路線を見直し対象路線として位置づけました。内訳といたしましては、県決定が7路線、桜井市決定が6路線でございます。

見直しの検証結果につきましてはごらんとおりでございます。県が決定する7路線のうち、ちょうど黄色で表示している部分でございますが、兜塚山之辺線、磐余線、橋本三輪駅線、この一部区間の廃止。それから、赤で表示してございますが、北口宇陀ヶ辻線については、全区間で廃止といたしております。参考として、桜井市が決定いたします路線については、6路線のうち栗原池之内線、外山と書いてとびと呼びますが、外山新道線、桜井駅戒重線の一部区間について廃止と判断されているところです。

この見直し素案に対しまして、平成26年12月から平成27年1月にかけて実施して、パブリックコメントで意見を募集した結果、県の決定、桜井市の決定、ともに意見が出てこなかったという状況でございます。

それでは、今回変更する4路線の位置についてご説明いたします。配付してございます、A3判の参考資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。

ちょうど画面の中央の若干下のほうの部分、ここが桜井駅です。若干北に行きまして、大神神社。ちょうど大神神社と桜井駅の間に桜井市役所があります。

A3資料の①で示しております兜塚山之辺線は桜井市の南のほうからそのまま北上いたしまして、大神神社の西側を通過して、天理市との市境に至る路線でございます。

②の北口宇陀ヶ辻線につきましては、桜井駅の東側からそのまま東進して、国道165号に至る道がございまして、現在、県道の慈恩寺桜井線と重複してございます。

③の磐余線につきましては、桜井駅の南口から国道169号に一旦向かいまして、そこから南進しまして、安倍木材団地に至る路線でございます。

④の橋本三輪駅線につきましては、桜井市の南西部から北進して、近鉄の大福駅の東側を通り抜け、そこから東に上がって、JR三輪駅に至る路線となっております。

まず、兜塚山之辺線の変更内容でございます。兜塚山之辺線の現在の計画といたしましては、起点を桜井市下、終点を桜井市巻野内といたします、延長約6,270メートル、幅員12メートルで、2車線の計画となっております。昭和36年に起点から桜井までを桜井下線として都市計画決定されてございまして、昭和41年に天理市渋谷まで延伸された後、昭和48年に桜井市のみ路線として、兜塚山之辺線に名称変更されているものです。起点から国道165号までは現道としまして主要地方道桜井吉野線や市道がございまして、この区間を見直し区間①でございます。

国道165号から県道中和幹線までを見直し区間②、中和幹線から終点までを見直し区間③として、3つの区間に分けて見直しを行いました。

見直し検証でございますが、こちらの黄色で示させていただいている部分で、区間③、延長で3,270メートルになりますが、この部分を廃止いたしまして、残る区間の①、②、延長で約3,000メートルになりますが、これを存続といたします。この変更によりまして、兜塚山之辺線の都市計画としては、終点が桜井市栗殿となりまして、延長約3,000メートルの路線となります。あわせて、路線の名称を兜塚栗殿線に変更いたします。

この区間③の廃止理由でございます。本路線につきましては昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しに伴いまして、市の将来の発展に資するために決定された道路網の一つでございまして、市街地の東部を南北に縦断する都市計画道路となっております。区間③については、都市計画決定当時は市街地周辺の環状道路としての機能を持たせていたと考えられますが、将来的な交通量の減少が見込まれていることや、既に整備されている国道169号や169号バイパス、これらが代替路線となっていることから、ここの必要性はなくなっています。

なお、参考としまして、区間①については、主要地方道桜井吉野線が2車線に整備されてございますが、一部歩道が狭い区間や、全く歩道がない区間が存在しておりまして、この区間については存続と判断しました。

同じく、区間②については、市がまちづくりの観点から、観光や産業拠点間の道路整備が必要と考えており、この区間についても存続と判断いたしました。

こちらの写真は廃止区間にあたる大神神社周辺を写した写真でございます。廃止区間の三輪駅の北側から三輪駅方向を向いている写真で、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、現在、この周辺地域は住宅が広がっているという状況でございます。

この表は区間③について、見直しガイドラインによります検証結果を示したものでござ

います。1つ目の自動車の交通機能、2つ目の歩行者等の交通機能、3つ目のまちづくり計画との整合性、それらいずれの項目につきましても必要性はないとの結果でございますことから、区間③につきましても廃止と判断をいたしました。

次に、A3資料の②に示してございます北口宇陀ヶ辻線の変更内容でございます。北口宇陀ヶ辻線の現在の計画でございますが、起点を桜井市桜井、終点を桜井市慈恩寺とする延長約1,490メートル、幅員12メートルで、2車線の計画となっているものです。昭和36年に当初決定されたあと、昭和41年に起点部が変更され、ほぼ現在の都市計画となっております。

現在の整備状況といたしましては、起点から終点までの全区間が一般県道慈恩寺桜井線として2車線で整備されておりますが、計画幅員に満たないという状況のため、見直し検証を行うということでございます。

その結果でございます。ごらんとおりですが、路線自体を廃止するという結果になってございます。

廃止の理由でございます。昭和36年に当時の市街地の膨張や木材集散場、加工場の激増する状況に鑑み、市街地交通の円滑と木材輸送の増強を図るために計画された街路網の1つとして、都市計画決定されてございます。しかしながら、この区間については既に一般県道慈恩寺桜井線として2車線で整備されてございまして、歩行空間が確保されていることから、これ以上整備する必要性はあまり考えにくいという状況でございます。

こちらの写真でございますが、城島小学校の南側の一般県道慈恩寺桜井線の状況を西のほうから東のほうに向けて写したものでございます。若干見えにくいですが、2車線の両側に歩道が整備されているという状況でございます。

ガイドラインに沿って検証した結果でございます。2つ目の歩行者等の交通機能の観点から、通行機能につきましても、城島小学校の通学路に指定されておりますことから、必要性があると判定されます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、現道は既に歩行空間が整備されているために、機能は確保されているということでございます。このことから、当該路線につきましても、都市計画道路の指定、整備の必要性がございませんので、廃止と判断しました。

次に、A3資料③に示している磐余線の変更内容でございます。

磐余線の現在の計画でございますが、起点を桜井市桜井、終点を桜井市吉備とした、延長約2,090メートル、幅員12メートルで、2車線の計画となっております。昭和3

1年にJR桜井駅から国道169号間が跡見線として、昭和36年に桜井市谷から終点間が栗殿吉備線としてそれぞれ都市計画決定された後に、昭和41年に跡見線、栗殿吉備線、それらが統合されまして、現在の都市計画となっております。

現在の整備状況といたしましては、起点部分は桜井駅前地区市街地再開発事業に伴い整備されているため、見直しは行いません。

整備済み区間から国道165号の間は現道として市道及び国道169号が2車線で整備されておりますが、計画幅員に足りていないために、この区間を見直し区間①といたしました。

国道165号から終点までの区間につきましては、一部、阿部土地区画整理事業により整備されている区間がございますものの、ネットワークとしての観点から整理済み区間を含めて見直し区間②となるようにいたしました。

見直し検証の結果でございますが、廃止とした区間を同様に黄色で表示してございます。見直し区間②でございまして、延長は約1,420メートルになります。この変更によりまして、終点を桜井市谷に変更することになりますので、延長は約670メートル、幅員が9メートルとなります。

続いて、廃止する区間②の変更理由でございます。磐余線につきましては、昭和41年の桜井市の発展に伴う全面的な街路網の見直しにより、市の将来の発展に資するための道路として、ほぼ現在のルートで都市計画決定されてございまして、桜井駅南側から国道169号および165号を経て、阿部土地区画整理事業地内へのアクセス機能を有する都市計画でございました。しかしながら、将来的な交通量の減少が見込まれる中、主要地方道桜井明日香吉野線や国道165号が機能を代替するため、区間②の必要性はなくなっているという状況でございます。

こちらはちょうど廃止する区間でございまして、阿部土地区画整理事業により整備済みとなっている区間を西の方から東方向に写した写真でございます。ご覧のようにガードレールで車道と歩道が分離されてございまして、歩行空間が確保されているという状況でございます。

見直しガイドラインにより検証した結果を示したものでございます。②の歩行者等の交通機能の観点から、通行機能につきましては安倍小学校の通学路に指定されておりますことから、必要性があると判定しています。しかしながら、通学路に指定されている部分というのは区画整理地内に位置してございまして、道路が計画どおりに整備されているとい

うことから、歩行空間が確保されてございます。このことから、区間②につきましては、都市計画道路に指定している必要性がございませんので、廃止と判定いたしました。

最後に、橋本三輪駅線の変更内容についてでございます。橋本三輪駅線の現在の計画でございますが、起点を桜井市池之内、終点を桜井市三輪とする延長約4,350メートル、幅員12メートルで、2車線の計画となっております。昭和36年に起点から主要地方道桜井田原本王寺線までを栗原岸上線として、そして、昭和41年に桜井田原本王寺線から終点間が三輪新屋敷線として、それぞれ都市計画決定された後、線形などの変更を経て、昭和48年に統合され、ほぼ現在の都市計画となっているところです。

現在の整備状況といたしましては、東西区間につきましては一部現道があるものの、計画幅員に足りていないということから、全線を見直し対象といたしました。

具体的には、主要なところで区間を分けまして、ごらんのとおりの全部で6つの区間で見直しを行いました。

検証の結果でございます。廃止とした区間は、区間①から⑤でございまして、延長は約3,920メートルになります。この変更で起点を桜井市三輪に変更いたしまして、延長は約430メートル、幅員は16メートルとなります。あわせまして、路線の名称を三輪駅線に変更いたします。

廃止する区間①から⑤の廃止理由でございます。橋本三輪駅線につきましては、昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しに伴い、ほぼ現在のルートに都市計画決定されてございまして、桜井市街地の外周となる部分の環状機能及びJR三輪駅へのアクセス機能を有してございました。

環状道路の機能につきましては、将来的な交通量の減少が見込まれていることや、東西方向では中和幹線、南北方向では国道169号バイパス及び県道桜井田原本王寺線が代替路線になってございますことから、区間①から⑤の必要性がなくなってきております。

一方、JR三輪駅のアクセス機能についてでございますが、現道である一般県道三輪停車場線は車道、歩道ともに整備されてございませんので、代替する路線が存在しないことから、区間⑥は存続といたしております。

こちらの写真は国道165号から北方向を写した写真でございます。既に建物が建っているところでございます。

検証結果でございます。いずれの項目におきましても必要性がないという結果になりましたことから、区間①から⑤につきましては廃止といたしました。

続いて、都市計画の手続の流れにつきましてご説明させていただきます。今回の都市計画の手続に先立って、桜井市域全体の都市計画道路の見直しについてパブリックコメントを平成26年12月16日から平成27年1月27日まで実施いたしました。結果として、意見はございませんでしたので、都市計画の原案を作成し、公聴会を開催いたしました。

その後、都市計画の案を作成し、案の公告、縦覧を2週間実施いたしまして、意見書の受け付けをいたしました。このような経緯を経まして、本日、奈良県都市計画審議会を開催させていただいたという状況でございます。

公聴会の開催結果につきましてご説明させていただきます。参考資料では22ページからになります。

画面にありますように、平成27年12月20日に県と市が共同で開催してございまして、公述人は2名、傍聴人は12名でございます。そのうち県決定路線に関する公述人は1名でございました。公聴会は都市計画法第16条に基づくものでございまして、都市計画原案の段階で住民の意見を反映させるために開催するものでございます。

公聴会開催の周知につきましては、公報やホームページで広く周知を行うとともに、今回の計画の影響が大きいと考えられる自治会にはご覧のように別途回覧も実施いたしました。

公述人の方は現在茅原地区にお住まいで、兜塚山之辺線の廃止区間の場所になります。公述された意見の内容を大きく分類いたしますと、都市計画道路の見直しについてとまちづくりとの整合性の2つになります。

公述要旨とそれに対します県の考え方を説明させていただきます。参考資料の23ページをごらんください。

1番の意見は都市計画の見直しについてのご意見でございます。都市計画の見直しに当たり、将来交通量は減少するが、当初決定された昭和41年からすると交通量は多いので、交通量の減少を廃止の理由にするのは身勝手な判断である。川合箸中線や奈良天理桜井線が整備されたからといって、我々のところからそこに通じる広い道がないのであれば、兜塚山之辺線の廃止理由にはならないとのご意見でございました。

このご意見に対する県の考え方でございますが、この地域では既に南北方向に奈良天理桜井線、いわゆる国道169号バイパスや、川合箸中線、これは国道169号でございますが2車線で整備されており、現在の道路網で将来的な自動車交通量を担えると判断しております。今回の都市計画道路の見直しでは、幹線道路としての機能を検証しております。

て、個々の地区内の交通についてはそれぞれ状況も異なることから、今後、住民の意見や要望を聞きながら、市のほうが検討していくこととなりますということでございます。

2番は現在運用している都市計画見直しガイドラインについてのご意見でございます。ガイドラインの検証項目の1つである交通機能の観点について、現道がないところは検証できないのではとのご意見でございました。

このご意見に対する考え方として、見直しガイドラインでは現道を有する路線は既に道路機能が備わっていることから、その区間に課題があるかどうかを指標の1つとして例示するものです。今回の都市計画道路の見直しでは、見直しガイドラインの指標をさらに具体化し、自動車の交通機能の検証項目の1つとして、当該路線の現道や周辺路線が混雑しているかという視点で検証していますということでございます。

3番がまちづくりとの整合性についてのご意見です。現状として当該地区に車両が入れないことから、兜塚山之辺線を廃止すると、防災時に空間道路としての機能を果たせないのではないかという意見でございました。

このご意見に対する考え方として、防災空間機能の観点では緊急輸送道路への指定状況や防災拠点へのアクセスに資するかどうかを確認しており、さらに、広域的な物資輸送に着目した検証を行っている。地域の生活関連道路としての必要性は検証の対象にしておりません。なお、地域の生活関連道路としての課題については、今後、住民の意見や要望も聞きながら、市のほうが改善、検討していくこととなりますということでございます。

4番は再び都市計画見直しガイドラインについての要望でございます。ガイドラインでは、これまで着手されないため、交通渋滞や交通事故の発生等の課題が残っている地域であれば、必要性を検証して対策をとる必要があるとあるが、これは通れない道路があればつくるという意味に解釈してよいのかとのご意見をいただきました。

このご意見に対する考え方として、見直しガイドラインでは、都市計画決定後、未着手となっている都市計画道路について、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を再検証するため、必要性を検証する視点や検討方法を示したものです。公述人の方が引用されている箇所は、ガイドラインでは未着手の都市計画道路の課題を示した事項でございまして、今回の見直しは通れない道路があればつくるということではなく、幹線道路としての必要性を検証した結果、不要と判断した都市計画道路を廃止しようというものでございますということであります。

以上で公述人からの意見の要旨と県の考え方の説明を終わります。

なお、この県の考え方は市の意見を踏まえてとりまとめてございます。

以上、説明した公聴会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、住民の方にお示しした原案を都市計画の案として、都市計画法第17条に基づきます案の公告、縦覧、意見書の受け付けを行いました。結果として意見書の提出はございませんでした。

また、関連市の桜井市及び橿原市からはともに意見なしの回答をいただいております。

以上が議案についての説明となりますが、ご了承いただけましたら、速やかに都市計画決定の告示の進めさせていただきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【斎藤会長】 どうもご苦労さまです。

議案の内容は以上のとおりでございます。

本件につきまして、ご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたいと思います。佐藤委員。

【佐藤委員】 何点か確認をさせていただきたいんですけれども、パブリックコメントのほうなんですけれども、コメントなしということだったんですが、どのような形でこのパブリックコメントを提示されたか、周知方法をどうやっておられますでしょうか。

おそらくはホームページで公開されたかと思うんですけれども、自治会へ郵送されたのか、地域に密着されている自治会活動をされている方へ送付はされておりますでしょうか。

【斎藤会長】 お願いします。

【事務局】 パブリックコメントの周知方法についてのご質問でございますが、今回のパブリックコメントにつきましては、ホームページ、それから市役所や県庁の県政情報センターなどで閲覧というかたちで、委員ご指摘の自治会に送付したということはやっておりません。

【佐藤委員】 パブリックコメントの問題なんですけど、先日、文教くらし委員会のほうでも、私、何度か説明もさせていただいているんですけれども、行政経営上、やはり、パブリックコメントというものは民主的公正を図るために、広く意見を集めるためにパブリックコメントをしているんですから、やはりホームページとかそういった形でぼんと出したところで、意見はなかなかすぐに集まらないんです。それで、せめてその地区に深くかかわる方法で、自治会のほうで案内を回してくださいとか、市役所を通じて、そういう工夫をして、初めて意見は出てくると私は思っております。意見なしと言われたところは、

どれほど広く意見を集めている部分があるということが気がかりでなりませんので、今後、こういう廃案については、パブリックコメントの募集の仕方、こういうものをぜひ工夫して考えていただきたいと思います。

そして、加えて申し上げれば、この廃案というものが私は非常によろしいことだと思います。冒頭、説明にもありましたけども、昭和36年といえど今から55年前、半世紀前の計画がいまだに生きているということ自体、私はちょっと違和感を感じます。当然、昔に比べて現状は大きく変わっておりますので、この見直しをもっと強力に進めていただきたいと思います。それで、県内で396路線、888キロ、整備率50%、その中でもこれだけの廃案ができる、見直しができるという、桜井市さんだけでもそうだと思うんですけども、全県挙げて、見直しを今後より一層強く進めていただきたいと私は思うんですけども、幹事部局の方のご意見はどうでしょうか。

【斎藤会長】 お願いします。

【事務局】 先ほどのパブリックコメントの件なんですけど、1点だけ訂正させていただきます。市の広報のほうに載せさせていただいておりました。今、進めておりますパブリックコメント、別件もございますが、同じような手法で進めておりますけれども、委員がおっしゃったように、より住民の方に届く方法ということで、該当市とまた相談しながら、進めてまいりたいと思っております。

それから、ただいまご質問いただきました都市計画道路の見直しの状況、それを県はどう思っているのかのということについて説明させていただきます。先ほどの説明と少し重複するかもしれませんが、おっしゃったように、見直しについては今順次進めている状況でございますけれども、市町村と共同して進めておるわけですが、現在、我々としては多くの市町村で手がけていただいているところと考えております。これまで、生駒市ほかの6市町村で検証が終わってございます。ほか、奈良市ほかの8市町村で検証中ということで、あと、該当する路線がありながら、まだ未着手でおられる町が6町ございます。財政状況等々もあり、なかなか着手されておらない現状ではあります。我々も機会をつくって、都市計画道路、必要なもの、必要でなくなっているもの、しっかり分けて、必要なものは先へ進めましょうということで、今、機会があればお話しさせていただいているところでございます。

以上です。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

今回、高度経済成長期に計画をされた道路というものが非常に多いというようなご説明をいただきましたけども、やはりそのときから比べて半世紀近くたっていることから、また、県の財政、各市町村の財政状況が決してよろしくありませんので、一度洗い流しをして、必要だと思われる路線を絞っていく。この方向性は非常によいかと思いますので、今後も引き続き、各市町村への投げかけ、相談、そして、パブリックコメントをしっかりと実施していただいて、より一層突っ込まないといけないんですよ。公報に載せていただいて、結果、桜井市ではパブリックコメントはゼロ件だったというのを踏まえて、次の一手を打っていただきたいなと私は思いました。

以上でございます。

【斎藤会長】 どうも貴重なご意見をありがとうございました。

事務局から何か追加されること、ありませんか。

【事務局】 別にありません。

【斎藤会長】 ありがとうございました。

パブコメに関するご意見が出されたんですが、私も先ほど説明を聞いていて、県は基本的には幹線道路網の立場で判断している。それに対して、公聴会でいただいた意見は、どちらかというとローカルな道路機能のことであふれているんですよ。そこのちょっとそごがあると思います。そのそごが伝わっていないんだろう。県の立場からすると、むしろ、地方自治体にお諮りをかけて、意見をそこで拾っていただくというための取り組みだとするのが、県の立場になると思うんですが、先ほどご説明いただいて、今のご意見を聞いて、そういう感じで説明を聞かせていただきました。

では、何かご意見はないでしょうか。お願いします。

【事務局】 1つだけ、すみません。私の説明が少し足りなかったように思います。見直し計画につきましては、該当市と県が共同で行います。まずは市町村のほうで地域の状況を見ながら、原案を作成していただきながら、そこに我々も参画して、意見を聞かせていただく。先ほどの公聴会するときにもお話ししましたように、市町村と県とで共同で常にこの話し合いをしております。ということで、もう少し深く住民さんの意見を聞くような工夫をなささいということも、今、会長先生、それから佐藤委員のほうからお話しいただいている点については、県当局として承知させていただきました。ただ、今、手法としては、できる限り基礎自治体の方としっかりお話をしながら進めさせていただいておる状況ですので、少し補足させていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

【齋藤会長】 よろしかったでしょうか。ほか、見直し作業についてご意見はございませんか。そういう方向で努力していただくということで。いかがですか。

(「ありません」の声あり)

【齋藤会長】 それでは、特にその他のご意見、ご質問がないようでございますので、質疑応答を終了し、お諮りをしたいと思います。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【齋藤会長】 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては、原案どおり承認されました。

それでは、今日はこれで、報告事項はございませんので、以上として、議案の審議を終了させていただきます。

皆様には円滑な議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

【事務局】 齋藤会長、ありがとうございました。出席の皆様も熱心なご議論、ありがとうございました。

最後になりましたが、事務局からお願いがございます。

次回の審議会につきましては、11月に開催させていただきたいと考えております。また、皆様には何かとご面倒をおかけしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第159回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

会長署名欄

印

署名委員署名欄

印